熊本市障害福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

制定 平成30年3月30日 市長決裁

改定 平成30年7月 4日 健康福祉局長決裁

改定 令和元年 7月28日 健康福祉局長決裁

改定 令和5年10月10日 市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、障害福祉施設等の整備を図るため、毎年度予算で定めるところにより障害福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、障害福祉施設等施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則(昭和43年熊本市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるところによる。(定義)

第2条 この要綱において「障害福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小 分類の施設をいう。

分類の施設をいり。			
区分	大分類	中分類	小分類
(1) 生活保護法(昭和 25年法律第144 号)第38条に基づ く保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法(昭和 26年法律第45 号)第2条第2項第 7号に基づく授産施 設((1)による授産 施設を除く。)	社会事業授産施設		
(3) 活合の法下法第福(す第活項練規援和継を害所同すとでは、1 を 1 を 1 を 2 を 3 を 5 を 5 に 項 で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 3 に で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で	障害福祉サービス事業所障害者支援施設		

(4) 障 5 年 5 年 6 年 7 年 7 年 8 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事 業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 相談支援事業所		
規定する共同生活援 助及び同条第18項 に規定する相談支援 を行う事業所 (5) 身体障害者福祉 法(昭和24年法律	身体障害者社会参加 支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設	
第283号)第5条 第1項に基づく身体 障害者社会参加支援 施設(補装具製作施 設、盲導犬訓練施設 及び視聴覚障害者情 報提供施設に限る。)	人 1次/地以	視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 障害者総合支援 法第5条第28項に 基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10 月5日社援発第10 05010号厚生労 働省社会・援護局長 通知「社会福祉施設 等における応急仮設 施設整備の国庫補助 の取扱いについて」 に基づく応急仮設施 設	応急仮設施設		
(8) 社会福祉法第2 条第3項第8号に基 づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		

(9) 上記以外の施設	その他施設	
であって、当該施設		
について国が当該施		
設の設置及び運営に		
ついての基準を定め		
ており、かつ、厚生労		
働大臣が特に整備の		
必要を認めるもの		

- 2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
 - (1) 前項の表中、(1)、(2)及び(9)に掲げる施設(以下「保護施設等」という。) 並びに保護施設等 に係る(7)の施設

	T
整備区分	整備內容
創 設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築(以下「耐震化等整備」という。)を含む。)をすること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー 設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005 005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」 により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設 施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備及び設備整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 前項の表中、(3)及び(5))に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)並びに 障害福祉サービス事業所等に係る(7)の施設

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
整備	区 分	整 備 内 容
創	設	新たに施設を整備すること。
増	築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改	築	既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。

大規模修繕等

既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

スプリンクラー 設備等整備

平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

老朽民間社会福祉施設整備

社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005 005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」 により改築整備をすること。

応急仮設 施設整備

平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

避難スペース 整備

平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

((5)に掲げる施 設の整備を除 く。)

(3) 前項の表中、(6)に掲げる施設

整備区分

整 備 内 容

スプリンクラー 設備等整備 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(4) 前項の表中、(4)の施設並びに同号の施設に係る(7)の施設

整	備	区	分

整 備 内 容

創 設

新たに施設を整備すること。

増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改 築

既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。

大規模修繕等

既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。

応急仮設 施設整備 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

避難スペース 整備 (居宅介護及び 相談支援を行う 事業所の施設整

平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(5) 前項の表中、(8)に掲げる施設

整備区分

備を除く。)

整 備 内 容

大規模修繕等

既存施設について令和元年6月27日援発0520第4号厚生労働省社会・援護 局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」によ り整備をすること。

(補助の対象)

第3条 補助金は、次の事業を補助の対象とする。

次の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、②の欄に定める設置根拠等により④の欄に定める設置者が設置する施設に係る③の欄に定める対象事業を補助の対象とし、その補助率は、それぞれ⑤の欄に定めるとおりとする。

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 対象事業	④ 設置者	⑤ 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	施設整備	社会福祉法人又は 日本赤十字社	3/4
(2) 社会事業授産 施設	社会福祉法第2条 第2項第7号	施設整備	社会福祉法人	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等				
ア 障害福祉サー ビス事業所 (療 養介護を除く。)	障害者総合支援法 第79条第2項	施設整備	障害者総第29条第2 表第29条第を 表第を 表第を 表第を 表 表 表 表 表 表 人 、 大 会 大 会 大 会 会 会 会 会 会 会 会 会 人 、 会 会 会 会 会 会 会 会 会	3 / 4
イ 障害福祉サー ビス事業所 (療 養介護に限る。)	障害者総合支援法 第79条第2項	施設整備	社会福祉法人等	3/4
ウ 障害者支援施 設	障害者総合支援法第83条第4項	施設整備	地方税法(昭和25年) (昭和25年) (昭第226号) (昭第28年) (昭第28年) (昭第1000000000000000000000000000000000000	3 / 4
(4) 居宅介護事業 所、短期入所事業 所、就労定着支援 事業所、自立生活 援助事業所、共同 生活援助事業所及 び相談支援事業所	障害者総合支援法 第79条第2項	施設整備	社会福祉法人等	3/4
(5) 身体障害者社 会参加支援施設	身体障害者福祉法 第28条第3項	施設整備	社会福祉法人	3/4
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法 第79条第2項	施設整備	社会福祉法人等	3/4

(7) 応急仮設施設	平成17年10月 5010年 5010年 5010年 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	施設整備	本表中の施設の種 類ごとに定められ ている設置者	3/4
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	施設整備	社会福祉法人等	3/4
(9) その他施設	別途厚生労働大臣 が定める基準等	施設整備	社会福祉法人又は 日本赤十字社	2/3から 3/4まで

- 2 施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助金の対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 職員の宿舎に要する費用
 - (3) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
 - (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用 (交付額の算定方法)
- 第4条 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表第1-1又は別表第1-2の③の欄に定める対象 経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除 く。)の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 第3条第1項の表中、①の欄に定める施設の種類ごとに、別表第1-1又は別表第1-2の① の欄に定める種目ごとに②の欄により算出した基準額の合計を算出する。
 - (3) (1)により選定された額に第3条第1項の表中、⑤の欄に定める補助率を乗じて得た額と、(2)により算出した額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額(以下「補助基本額」という。)の範囲内で市長が必要と認めた額を補助額とする。
 - (4) ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した補助額に、次の(ア)から(ウ)のうちいずれか少ない額の範囲内で市長が必要と認めた額を加えたものを補助額とする。
 - ア 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除 した額
 - イ 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額
 - ウ 平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」第2の6の(1)のエの(ウ)に定める地域交流スペースに係る基準額
- 第5条 第4条以外の事業については、施設ごとに次により補助金の交付額を算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表第1-3及び別表第3の①の欄に定める種目ごとに②の欄に定める基準額と、③の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3条第1項の表

中、⑤の欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を補助額とする。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。 ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
 - (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第13号により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
 - (8) 障害福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (9) 障害福祉施設等の補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
 - (10) 障害福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど 市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (11) 障害福祉施設等の補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益 財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
 - (12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部 又は一部を市に納付させることがある。

- (13) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- 2 社会福祉法人等が前項の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付申請書は、様式第1号によるものとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、施設の所管課が定めるものとする。

(決定の通知)

第8条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号又は第3号)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第9条 補助事業の内容等の変更申請書は様式第4号によるものとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度別に定める期限とする。

(変更決定の通知)

第10条 補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を 経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは様式第6号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式第7号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に様式第8号による工事完了届を市長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第13条 実績報告書は、様式第9号によるものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、様式第 10号によるものとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日とする。

(補助金の額の確定)

- 第14条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。 (補助金の請求等)
- 第15条 補助金の請求は、補助金請求書(様式第12号)により行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際現に熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成18年7月13日健康福祉局長決裁)第10条の規定による補助金の交付決定の通知を受けている者(同要綱第2条第1項の表(1)、(2)、(4)から(6)及び(10)から(15)の項に掲げる施設に限る。)は、第8条の規定による補助金の交付決定の通知を受けたものとみなす。

(施行期日)

- 3 この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 (施行期日)
- 4 この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(施行期日)

5 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1-1

算 定 基 準

(第2条第1項の表中、(1)、(2)及び(9)に掲げる障がい福祉施設等並びに同号の施設に係る(7)の施設における創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備)

① 種目	② 基準額	③ 対象経費
本体工事費	ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表第2に掲げる定員1人当たり基準単価に 定員を乗じて得た額を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条第2
	イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第100500 9号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉 施設等施設整備費における一部改築及び拡張 に係る国庫補助の算出方法の取扱いについ て」により算出された額を基準額とする。	項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当す
	ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社接発第1005011号厚生労働省社会・接護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	る額を限度額とする。以下同じ。)。 ただし、別の負担(補助)金又はこの 種目とは別の種目において別途補助 対象とする費用を除き(以下同じ。)、 工事費又は工事請負費には、これと 同等と認められる委託費、分担金及 び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。)。
介護用リフ ト等特殊附 帯工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	介護用リフト等の整備に必要な工 事費又は工事請負費
授産施設等 近代化整備 工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	授産施設等近代化の整備に必要な 工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	授産施設等の整備に必要な工事費 又は工事請負費
解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び解体施設整備に必要な賃 借料、工事費又は工事請負費

⁽注) 市長が必要と認める施設を対象とする。

別表第1-2

算 定 基 準

(第2条第1項の表中、(3)から(6)に掲げる障がい福祉施設等並びに同号の施設に係る(7)の施設における創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備)

① 種目	② 基準額	③ 対象経費
本体工事費	1 施設当たりの基準単価を適用する場合	施設の整備(施設との整備と一体的
	ア 別表第2に掲げる1施設あたり基準単価	に整備されるものであって、市長が必
	を基準額とする。	要と認めた整備を含む。)に必要な工
		事費又は工事請負費(第3条第2項に
	イ 公害防止対策事業として行う場合には別	定める費用を除く。) 及び工事事務費
	表第2に掲げる1施設当たり基準単価を	(工事施工のため直接必要な事務に
	基準額とする。	要する費用であって、旅費、消耗品費、
		通信運搬費、印刷製本費及び設計監督
		料等をいい、その額は、工事費又は工
		事請負費の2.6%に相当する額を限
		度額とする。以下同じ。)。
		ただし、別の負担(補助)金又はこの
		種目とは別の種目において別途補助
		対象とする費用を除き(以下同じ。)、
		工事費又は工事請負費には、これと同
		等と認められる委託費、分担金及び適
		当と認められる購入費等を含む(以下
		同じ。)。
解体撤去工	市長が必要と認める額とする(注)。	解体撤去に必要な工事費又は工事
事費及び仮		請負費及び仮設施設整備に必要な賃
設施設工事		借料、工事費又は工事請負費
費		

(注) 市長が必要と認める施設を対象とする。

別表第1-3

算 定 基 準

(別表第1-1、別表第1-2及び別表第3に掲げる整備以外の事業)

① 種目	② 基準額	③ 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、市長が必要と認めた額とする。ただし、③の欄に定める対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(第3条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)。ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)。
スプリンク ラー整備等 工事費 (既存施 設)	市長が必要と認める額とする(注)。	スプリンクラー設備等に必要な工 事費又は工事請負費
仮設施設整 備工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	仮設施設整備に必要な賃借料、工 事費又は工事請負費

⁽注) 市長が必要と認める施設を対象とする。

別表第2

定員1人(1施設)当たりの補助基準単価

施設の種類	基準単価
第2条第1項の表中、(1)	平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事
及び(2)に掲げる社会福	務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」別
祉施設等	表に定める基準単価

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

施設の種類	基準単価	
第2条第1項の表中、(3)	平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事	
から(8)に掲げる社会福	務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」別	
祉施設等	表及び平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・	
	援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いに	
	ついて」に定める基準単価	

別表第3

算定基準

(その他施設)

① 種目	② 基準額	③ 対象経費
本体工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、市長が必要と認めた額とする。 市長が必要と認めた面積 鉄筋 市長が必要と認めた額 ブロック 市長が必要と認めた額 木造 市長が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	市長が必要と認める額とする(注)。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮設施設整備に必要な賃 借料、工事費又は工事請負費

⁽注) 市長が必要と認める施設を対象とする。